

【貸付金を借受けている方へ】

貸付金を借受けている方の退職等に伴う償還手続について

3月31日付退職や
4月1日付転出の方は
ご注意ください！

公立学校共済組合から貸付金を借受けている方が、退職や他支部あるいは他の共済組合へ転出等される場合には、未償還元利金の償還手続（概要）は、以下のとおりとなります。

詳細は2月中旬に各所属宛てに通知してお知らせしますので、ご確認ください。

1 平成26年3月31日付けで退職される方

退職時における貸付金の未償還元利金は、即時償還となります。

(1) 退職手当から全額控除できるとき

未償還元利金は退職手当から自動的に全額控除しますので、特段の手続は不要です。

(2) 退職手当から全額控除できないとき

未償還元利金が退職手当の金額を上回るために、退職手当を償還金返済に充ててもなお控除できない未償還元利金については、所定の振込依頼書により納付してください。

*振込依頼書は、退職手当支給月に退職時の所属所を経由してご本人宛てに送付します。退職手当から未償還元利金を控除する際には、利息相当額を含めて控除することになります。例えば3月31日時点の未償還元利金が100万円の場合、例年4月下旬に支給される退職手当から実際に未償還元利金を控除するまでにかかる期間（1か月）の利息相当額（約2200円）を加えた金額を控除することになりますので、あらかじめご了承ください。



退職予定者の 繰上償還について

退職予定者の繰上償還の申込期限は1月14日です。これ以降は繰上償還を申し出ることはできませんので、退職時に未償還元利金がある場合は、退職手当からの控除となります。

2 平成26年4月1日付けで東京都職員共済組合（教育庁事務局又は知事部局あるいは区教委事務局等）へ転出される方

◇転出時における未償還元利金は、原則として即時償還となりますので、ご本人宛てに送付する振込依頼書により納付してください。

◇おおむね5年以内に公立学校共済組合に戻る可能性があり、かつ、ご本人が希望される場合は、当共済組合が東京都職員共済組合に給料からの控除を依頼する徴収嘱託制度があります。徴収嘱託制度の利用を希望される場合は、所属所の事務担当者を通じて給付貸付課貸付係までご連絡ください。

3 平成26年4月1日付けで公立学校共済組合の他支部（道府県の公立学校）へ転出される方

同未償還元利金を①即時償還する②転出先支部で償還を続ける移管制度を利用するといういずれかの選択となります。所属所の事務担当者を通じて給付貸付課貸付係までご連絡ください。

4 平成26年4月1日付けで国家公務員等共済組合（文科省等）や市町村職員共済組合（市教委事務局等）へ転出される方

所属所の事務担当者を通じて給付貸付課貸付係までご連絡ください。

年度末の業務についてのお知らせ

今年度最終受付期間である2月17日から3月14日までは、繰上償還の受付は行いませんのでご注意ください。なお、この期間内であっても貸付けの受付は行いますが、申込後に申込者が4月1日付けで異動された場合、貸付決定通知等は新所属ではなく申込時の旧所属所に送付します。

問合せ先

給付貸付課貸付係

03-5320-6823